

年管管発0210第2号

平成26年2月10日

日本年金機構全国一括業務部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長



死亡又は行方不明が疑われる年金受給権者への対応について

平成22年度から平成23年度において、死亡又は行方不明が疑われる年金受給権者への対応として、1年間継続して後期高齢者医療の給付を受けていない年金受給権者の現況を確認した上で、健在が確認できない場合に年金の支給を一時差し止める等の措置を講じたところである。

しかしながら、当該措置の対象外であった、既に死亡して住民票は削除されている者について、受給権者以外の者が本人になりすまして年金受給権者現況届を提出することで、年金が支給され続けていた事例が判明しており、年金給付の適正化に向けた取組が求められているところである。

このため、今年度の取組として現況届による生存確認を行っている年金受給権者のうち、介護保険料等の特別徴収が行われていない者について、個別に現況を確認した上で、当該受給権者の健在が確認できない場合には、年金の支給を止める等の措置を講ずることとするので、日本年金機構におかれては、その適切な実施に遺漏のないよう期されたい。

記

1 対象者

国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）第18条の2第1項、第36条の2第1項、第51条の2第1項、厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第35条の2第1項、第51条の2第1項及び第68条の2第1項に基づき現況届の提出を求めている者のうち、75歳以上かつ介護保険料等の特別徴収が行われていない者

2 対象者に対する年金受給権者現況申告書の提出要求

上記1の対象者に対し、期限を定めて、住民票上の住所及び可能であれば住民票コードの申告を求めること（国民年金法施行規則第18条第2項、第36条第2項、第51条第2項、厚生年金保険法施行規則第35条第2項、第51条第2項及び第68条第2項）。

さらに、当該期限までに申告がない場合は、改めて提出期限を定めて、再度その提出を求めること。

なお、改めて定める提出期限は本年3月末までとすること。

3 年金受給権者の行方が確認できない場合等の対応

上記1の対象者から、本年3月末までの提出期限までに上記2の書類が提出されない場合、又は代理人が年金受給権者本人の消息を知らない若しくは年金受給権者本人と連絡が取れない旨の申告がなされた場合は、年金受給権者本人の状況を調査の上、年金の支給を止める等の措置を講ずることとする予定であり、これらの実施方法はおって通知する。

4 その他

上記1の対象者以外の死亡又は行方不明が疑われる年金受給権者に関する調査については、別途通知する。